



今回は成年後見制度についてお話しします。

成年後見制度とは？

認知症、知的しょうがい、精神しょうがいなどにより、判断能力が十分ではない方の権利を法律的に守る制度です。援助者（成年後見人等）がそのような方々の意思を尊重し、その人にふさわしい生活を送れるようにお手伝いします。

概要 重要な法律行為 ⇒ 財産管理や身上監護に関する法律行為全般

具体例 ・現金、預金、証券、不動産、負債などの財産全般の管理
・施設への入退所契約、入院契約 ・不動産の売却や賃貸契約解除
・遺産分割協議における本人代理 ・消費者被害の取り消し

対象 認知症、知的・精神しょうがいにより判断能力が十分でない方

援助者 成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人

利用料 後見人などに対する報酬額は家庭裁判所が決定する。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります

①法定後見制度（すでに判断能力が不十分な方のための制度）

本人や家族が家庭裁判所に申し立てを行い、判断能力の程度により次の3種類の援助者（成年後見人等）が選ばれる制度です。

後見類型

常に判断力を欠いており、
日常の買い物か1人では難しい方

⇒ 成年後見人

保佐類型

判断能力が著しく不十分で、日常の買い物は1人でできるが、重要な財産の管理、処分等は難しい方

⇒ 保佐人

補助類型

判断能力が不十分で、重要な財産管理などを1人することが不安な方

⇒ 補助人

②任意後見制度（元気なうちに、将来に備える制度）

本人に十分な判断能力があるうちに、自分が選んだ信頼できる人に将来判断能力が衰えたあとの自分の生活や財産管理などを委託する契約（任意後見契約）を公証役場で結びます。

【成年後見制度に関する相談窓口】

制度に関するどんなことでも結構ですので、お気軽にご相談ください。

高齢者の相談窓口（主に65歳以上の方）

安平町地域包括支援センター ☎ ㊟ 7072 (早来) ☎ ㊟ 4555 (追分)

しょうがい者の相談窓口（主に65歳未満のしょうがいのある方）

健康福祉課福祉グループ ☎ ㊟ 7071

令和4年4月より新しい相談窓口を設置しています

苫小牧市と安平町、厚真町、むかわ町が協議し、定住自立圏の枠組みの中で広域のセンターを運営しています。行政および地域包括支援センターは一次相談窓口、成年後見支援センターは二次相談窓口となっています。

とまこまい成年後見支援センター（苫小牧市社会福祉協議会）☎ 0144 ㊟ 7111
〒053-0021 苫小牧市若草町3丁目3番8号 苫小牧市民活動センター内
受付時間：月～金曜日 8時45分～17時15分 ※土日祝日、年末年始はお休み